

「近江牛」統一認証ロゴマーク 使用許諾要領の手引き



「近江牛」生産・流通推進協議会

初版：平成23年7月1日

はじめに

この手引は、近江牛ブランドの信頼確保と販売促進を図るための近江牛統一認証ロゴマークの使用について必要な事項を説明しています。ロゴマークの使用に関しての正しい手続き方法およびその内容をよく理解していただき、近江牛ブランドの維持・高揚に役立てていただきたいと思います。

目次

- 概要 P1
- 統一認証ロゴマークの使用に当たっての留意事項(共通)・・・ P2
- 「商品広告」へのロゴマークの使用 P4
- 「掲示物」へのロゴマークの使用 P6
- 「加工食品」の外装へのロゴマークの使用 P7
- ロゴマークの使用に際する注意点 P9

「近江牛」の統一認証ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という)の使用ルールを定めました。



統一認証ロゴマーク

今回の措置に至る経緯

従来、「近江牛」生産・流通推進協議会(以下、「協議会」という)でロゴマークの使用を規定していたものは、近江牛認定書、認定「近江牛」指定店登録証、枝肉用ならびに精肉用シールに限られていました。これらのロゴマークの使用に関しては、全て協議会が発行し、使用者が貼付していましたが、ロゴマークが認知され、普及するにつれて、当初の用途以外での使用が目立つようになってきました。このため、消費者に正しく理解され、近江牛のブランドを更に発展させるため、ロゴマークの使用許諾に関する要領を作成することとしました。

従来のロゴマークの使用範囲

- ◆ 「近江牛」認定書のデザイン
- ◆ 認定「近江牛」指定店登録証のデザイン
- ◆ 認定「近江牛」の証明としての枝肉シール
- ◆ 認定「近江牛」の証明としての精肉用シール

これまでのロゴマークの使用は、全て協議会が発行し、使用者が貼付する仕組みです。

認定「近江牛」：次の要件を満たし、かつ、協議会から「近江牛」認定書が交付されたものをいいます。

- ①「近江牛」の中でも、枝肉格付がA4、B4等級以上のもの
- ②協議会の構成団体の会員が生産したもの
- ③滋賀食肉センターまたは東京都立芝浦と畜場でと畜・枝肉格付されたもの

今回、新たに追加されたロゴマークの使用用途

- ① 「商品広告」 ※インターネットでの掲載を含む
- ② 「掲示物」 (ポスター、車体シール等)
※インターネットでの掲載を含む
- ③ 認定「近江牛」を使用した加工食品の外装 (パッケージ) への使用

使用者があらかじめ、協議会に届出もしくは許可をうけた上で、使用できるようになります。

ロゴマークの使用に当たっての留意事項(共通)

ロゴマークの管理

ロゴマークは協議会が定め、管理しています。ロゴマークの使用者は、協議会が定めるルールを守って適正に使用してください。

ロゴマークの使用許諾対象者

ロゴマークの使用許諾対象者は以下のいずれかに該当する方に限ります。

- ① 商標使用許諾者名簿に登載された者
・協議会構成団体(10団体)およびその会員、ならびに商標使用許諾書の発行を受けた者
- ② 認定「近江牛」指定店

上記対象者でないと、「商品広告」や「掲示物」、「加工食品」の外装に自らがロゴマークを使用することはできません。
このため、認定「近江牛」指定店でなくなった時は、ロゴマークを使用できません。

ロゴマークの使用に際する手続き

使用用途によって、手続方法は異なります。各使用用途のページを参照してください。また、いずれの使用用途についても、申請に際し、費用はかかりません。

ロゴマークのデザインについて

ロゴマークのデザインデータは、協議会が保有しています。ロゴマーク全体の拡大、縮小は認めていますが、下記の事項は禁止しています。

- ① デザイン、色の変更
- ② 変形使用(縦横比率の変更等)禁止です
- ③ 文字やイラストの追加、変更



○ 全体の拡大、縮小
(確実に視認できること)



✗ 縦横比率の変更



✗ 色の変更



✗ 文字やイラストの追加、変更

ロゴマークの使用に関する責任の所在

ロゴマークの使用に伴い事故、苦情が発生した場合、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければなりません。その事故等について、協議会は責を負わないものとします。ロゴマーク使用許諾要領の定めに従い、ルールを守って適切な使用に努めてください。

ロゴマークの使用許諾の取り消しについて

下記の場合は、ロゴマークの使用許諾を取り消す場合があります。

- ① 使用許諾品目以外へのロゴマークの使用が認められる場合
- ② 要領に従ったロゴマークの使用と認められない場合
- ③ 使用者からの申請内容に虚偽があると認められた場合
- ④ 協議会が求める報告、調査、指示等に従わない場合
- ⑤ 使用対象者の要件を満たさなくなった場合

① 「商品広告」(インターネット上の掲載を含む)への ロゴマークの使用

「商品広告」とは

商品を具体的に掲載したチラシ、店頭POP、メニュー表(飲食店等の場合)等が該当します。※ホームページでの掲載も含まれます。

使用条件

当該料理に認定「近江牛」が使用されていることを表示する場合に限り、「商品広告」上での表記を認めます。具体的には下記の条件です。

1. 精肉: 当該商品に精肉用シールを貼付する(されている)こと。
2. ロゴマークの使用を許諾された加工食品
3. 料理のメニュー: 当該料理に、認定「近江牛」が使用されており以下の条件を満たしている必要があります。
 - ① 当該商品に「認定」近江牛が使用されていること
 - ② 当該商品に①以外の肉が含まれていないこと
ただし、料理の特性から他の肉類と完全に仕切り等により区別されており、合理的な説明が可能であると、委員会が認める場合においては、使用を許可する場合があります。
 - ③ 当該商品で使用する認定「近江牛」が、個体識別番号で管理されており、当該商品にその個体識別番号を表示、またはそれに代わる方法で検索が可能であること。

商品広告へのロゴマーク掲載に関する注意事項

下記の使用例に沿ってロゴマークを「商品広告」に使用してください

ロゴマークの配置は、認定「近江牛」の商品紹介欄またはその周囲に限ります。

認定「近江牛」の商品と関連がない場所での掲載はできません。

自らの店舗が認定「近江牛」指定店であることを表すために、ロゴマークを使用することはできません。
(文字で認定「近江牛」指定店と表記してください)

認定「近江牛」指定店
●●商店 TEL ○○-××××

チラシの一例(メニュー表も準じて表示してください)

※ロゴマークは認定「近江牛」指定店を表すものではありません。

商品広告へのロゴマーク使用に際しての協議会への手続き

ロゴマークの使用を開始するにあたり、事前に1回限りの届け出が必要です。

届出の有効期間および内容の廃止、変更について

有効期限はありません。ただし、ロゴマークの使用廃止、内容変更を行う場合には、協議会事務局に届出が必要です。

② 「掲示物」（インターネット上の掲載を含む）への ロゴマークの使用

「掲示物」とは

商品や商品広告以外にロゴマークを掲示・掲載するもので、ポスターや車体シールが該当します。 ※インターネット上での掲載も含まれます。

使用条件

「掲示物」が以下の内容である場合に限り、ロゴマークの使用を認めます。
(ホームページでの掲載も同じです。)

- ①近江牛ブランドの向上に適した内容であること（ポスター、車体シール等）
- ②「近江牛」生産・流通推進協議会を表すロゴマークとして、もしくは、「近江牛」の認証制度の説明のために使用すること（ポスター）

使用例

ポスターや車体シールが挙げられます。その他については、事前に協議会事務局にご相談ください。

ポスター

近江牛の中でも、特に品質の高いよりすぐりのものを認証「近江牛」としています。



車体シール



掲示物への使用に際しての協議会への手続き

ロゴマークの使用を希望する「掲示物」の種類ごとに、事前に協議会事務局に許可申請を行い、協議会長の許可を受けてください。

③ 「加工食品」の外装へのロゴマークの使用

「加工食品」とは

カレー、ハンバーグ、牛丼、弁当等を想定しています。

使用条件

以下の条件を満たしている商品である必要があります。

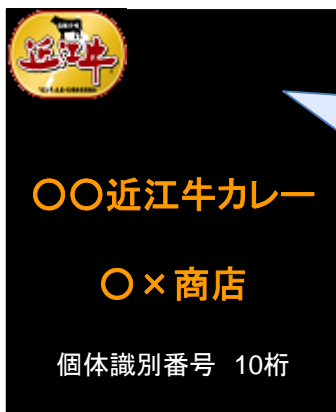
- ① 当該商品に「認定」近江牛が使用されていること
- ② 当該商品の原材料表示に①以外の肉が含まれていないこと
ただし、弁当等商品特性から他の肉類と完全に仕切り等により区別されており、合理的な説明が可能であると、委員会が認める場合においては、使用を許可する場合があります。
- ③ 当該商品で使用する認定「近江牛」が、個体識別番号で管理されており、当該商品にその個体識別番号を表示、またはそれに代わる方法で検索が可能であること。

ロゴマーク掲載に関する注意事項

外装(パッケージ等)への印刷としてください。シールは不可です。

加工食品の外装へのロゴマーク使用に関する注意事項

下記の使用例に準じてロゴマークを「加工食品の外装」に使用してください。



(例)レトルトカレーの場合

認定「近江牛」のみを使用していることがロゴマークの使用条件です。

※他の牛肉や豚肉、鶏肉を原材料に使用している場合は、ロゴマークを使用できません。

また、個体識別番号(もしくはそれに代わる方法)で認定「近江牛」であることを検索できることが必要です。

ロゴマークはパッケージへの印刷でなければなりません。また、パッケージは当該商品固有のものとし、別の商品に流用できないものでなければなりません。

加工食品の外装への使用に際しての協議会への手続き

ロゴマークの使用許可を受けようとする加工食品の種類ごとに申請が必要です。申請後、協議会事務局による内容確認、委員会での承認を経て、協議会長の許可を受けることとなりますので、事務処理期間を考慮の上、申請してください。（申請から許可までに最長1ヶ月程度要します。）

ロゴマーク許諾の有効期間

原則、1年間です。ただし、初回申請時は、申請年度末日(3/31)までとします。また、有効期間終了時に、引き続きロゴマークの使用許諾を受けようとする場合は、更新許可を受ける必要があります。

ロゴマークの使用に際する注意点

今回の要領作成に伴い、協議会が認めるロゴマークの使用は下記に限られています。

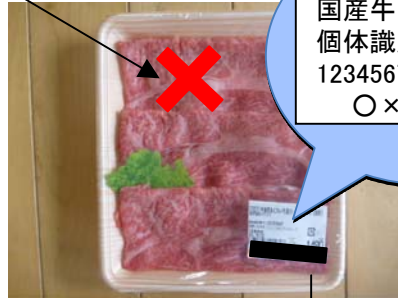
- ◆ 「近江牛」認定書のデザイン
- ◆ 認定「近江牛」指定店登録証のデザイン
- ◆ 認定「近江牛」の証明としての枝肉シール
- ◆ 認定「近江牛」の証明としての精肉用シール
- ◆ 「商品広告」
- ◆ 「掲示物」
- ◆ 認定「近江牛」を使用した加工食品の外装

下記へのロゴマークの使用は認めていませんのでご留意願います。



➤ 容器への使用
(P7に掲げる加工食品の外装への使用を除く)

×



国産牛
個体識別番号
1234567890 ○○円
○×精肉店

検索システムで確認できないものはNG

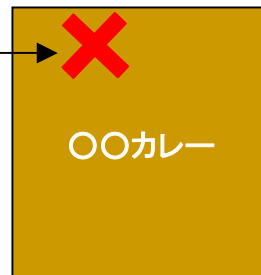
➤ 認定「近江牛」以外への
ロゴマークの使用

ロゴマークを使用して認定「近江牛」指定店であることを表示すること



○× 商店

➤ 認定「近江牛」指定店であることを示すためにロゴマークを使用すること



➤ 精肉用シールや枝肉シールの別用途への使用
※認定牛を使用していたとしてもシールを貼るのは不可